

令和3年度 健康経営度調査 調査内容に関するQ & A

令和3年9月13日掲載
 令和3年9月27日更新
 令和3年10月11日更新
 令和3年10月18日更新

更新日	項目	質問	回答
全体に関する内容			
9月13日	ID発行	ID発行サイトの登録で、部署名がブランクだと次に進めない。	便宜上、「本社」「健康経営担当」などを入力してください。
9月13日	申請方法	ファイルのアップロード後にアップロード完了の連絡はもらえるか。	アップロード完了後、画面に「受付完了」と表示されますが、アップロード直後にメール・電話等で受付完了の連絡はしていません。 ファイルの受領確認メールは、10月28日(木)中(回答締切の3営業日後)にご担当者メールアドレス宛にお送りします。メールが10月29日(金)になっても届かない場合は、事務局にお問い合わせください。
9月13日	全般	動画配信・説明会は行う予定があるのか。	今年度は動画配信・説明会は行いません。説明資料を公開しておりますのでそちらをご確認ください。 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin_shinsei.html
9月13日	全般	2020年度と2017年度の両方の値を聞く設問について、2020年度のみ回答できる場合は、「把握している」としてよいか。	「把握している」と回答して、2020年度の値をご回答ください。 2017年度は空欄のまま問題ありません。
9月13日	全般	各設問の「その他」の自由記入欄は、どのように取り扱われるのか。	どの選択肢にも当てはまらない先進的な取り組みをご記入いただくことを想定しています。「その他」のみ実施されている場合は、認定要件適合書上「△」を付した状態でフィードバックシートをお返しすることがあります。認定審査において記述内容が適合要件を満たしているかを判断させていただきます。
9月13日	全般	各設問の「その他」の自由記入欄に記入しても配点されないのか。	先進的な取組は評価が難しく、公平性の観点からあらかじめ設定している選択肢にのみ配点しております。その他欄に記載された内容については配点は行いませんが、来年度の選択肢に追加を検討しますので、先進的な取組は是非自由記入欄にご記載ください。
9月13日	全般	健康経営度調査票の提出日を過ぎてから実施する予定の取組を記載して良いか。	調査回答日までに実施していない内容は記載不可です。
9月13日	全般	各設問選択肢にある「費用補助」は健保による補助でも良いか。	自社が取り組みに関与し、自社の従業員に周知していれば、健保による補助も含めて構いません。
9月13日	認定要件	表のandとorの意味が分からない。	andは両方実施していることが条件で、orはいずれか実施していることが条件です。
9月13日	認定要件	エビデンス資料としてどのようなものを保管すべきか。	特に形式の指定はありません。紙媒体でも、電子ファイルでも構いません。 実施内容を説明できれば、社内文書でなくてもメールを保存したもので問題ありません。
9月13日	認定要件	設問⇒不適合の選択肢を選択した場合には、即不認定となるか。	不適合とは、認定要件に対する記載であり、申請全体が不認定となる訳ではありません。 必須項目が不適合の場合は不認定となりますが、選択項目が不適合の場合は他の認定要件を満たせば認定要件を満たします。
9月27日	説明資料	説明資料「令和3年度 健康経営度調査 今年度の概要と主な変更点」の認定要件(23ページ)の「⑩喫煙率低下に向けた取り組み」について、銘柄・ホワイト500、大規模とも「必須」と表示されている。 ②～⑩と同じくくりになるのではないか。	資料の誤植です。申し訳ありません。 ⑩は必須要件ではなく、②～⑩と同じくくりになるという認識で間違いありません。 ※資料について、9月16日に修正版を差し替え公開しました。
個別の設問に関する内容			
9月13日	Q3	常時使用する従業員/その他従業員は、就労時間数を元に判断すれば良いのか。例えば、週1-2日のパート社員等はどのように扱うことになるのか。	「常時使用する従業員」であれば、週1勤務のパート社員であっても「③常時使用する非正社員」に該当します。季節限定などの短期雇用で、「常時使用」に当てはまらない場合は含める必要はありません。
10月18日 New!	Q3	正社員として自社が雇用し、派遣社員として他社へ派遣している場合は①④どちらに該当するか。	「④貴法人が派遣元の派遣社員」としてお答えください。
10月18日 New!	Q5SQ1 2.(4)	「労働安全衛生法第78条または第79条に基づき、安全衛生管理特別指導事業場に指定されていないこと。」について、「安全管理特別指導事業場」、「衛生管理特別指導事業場」への指定であれば誓約違反にならないか。	「安全衛生管理特別指導事業場」、「安全管理特別指導事業場」、「衛生管理特別指導事業場」のいずれかに指定されている場合は誓約事項に抵触しますので、優良法人の認定は受けられません。
10月18日 New!	Q5SQ1 3.(2)	労働組合または主たる事業場の従業員代表への共有について、認定要件設問のみなど、回答の一部で良いか。 また、共有はアップロード後でも良いか。	「当調査の回答について」としてありますので、一部ではなく全設問の回答を共有する必要があります。 また、「共有していること。」としてありますので、ファイル提出時点で共有されていない場合は誓約違反になります。
9月13日	Q14	保険者単位は把握しているが、自社単位の数値がわからない。	評価に影響がないため、不明であれば「把握していない」とお答えください。
9月13日	Q14	医療費は保険者負担分(通常7割)の金額を書けばよいか、それとも自己負担分含む10割の金額を書けば良いか。	調査票の「本人3割負担と健保負担を含む」の通り、全体の10割の金額をご回答ください。
9月13日	Q14	単一健保の場合、健保全体の値 = 自社単位として良いか。	あくまで回答企業単体 = 自社単位になります。 子会社など含まれた値であれば、自社単位ではないので、回答企業単体の値が不明であれば「把握していない」としてください。

更新日	項目	質問	回答
10月11日	Q19SQ1	非上場企業だが(投資家向け文書・サイト)を公開している場合は該当の媒体を回答可能か。	非上場であっても、公開している該当の媒体があれば回答可能です。(例：出資者向けの文書、アナウンスレポート等) なお、特定少数の株主(親会社など)向けであり、かつ限られた者(特定少数の株主のみ)にしか発信されない文書は「公開」とはいえないため、Q19全体として該当しません。
9月27日	Q22	内容の把握・考慮は、どこまで行えばよいか。 ・単に口頭確認でも良いか。 ・一部の取引先のみでも良いか。 ・担当者が取引先のホームページを(勝手に)見るだけでも良いか。	会社としての施策実施として伺っていますので、特定の部署独自や担当レベルで行っているものではなく、ルール化された会社としての実施内容をご記入ください。 よって、 ・実施する手段は問いませんが、組織全体として実施ルールを定めている必要があります。 ・全ての取引先を対象としていなくても構いませんが、組織全体として実施している必要があります。 ・取引先のホームページ上での確認のみでは、把握とは言えません。
10月11日	Q22	製品・サービス等の発注の際に、取引先の健康経営の取り組みや労働安全衛生等の状況の確認として、全取引先に対して、過去の新聞報道に労働安全衛生関連違反などの記事がないかどうかも確認している。 過去の新聞記事を参照した確認は該当するか。	報道で取り上げられる情報は全体の一部であるため、報道の確認のみでは把握・考慮しているとはいえません。
9月13日	Q23	健康経営の取り組みを常時使用する従業員だけでなく、派遣社員や常駐している委託会社の社員も含めて取り組んでいることは共同実施になるか。	「取引先」の支援ではないので該当いたしません。
9月13日	Q23	新型コロナウイルスのワクチンの職域接種について、取引先も対象とする場合は、取引先の健康経営の取り組み支援に該当するか。	取引先の健康経営の取り組みを支援することを目的として職域接種を実施した場合には該当します。
10月18日 New!	Q26SQ1	経営レベルの会議とは、役員が出席している会議としてよいか。	貴社内で経営会議と同格とされているならば含めて構いません。 ただし、その会議と同格の、社内全ての会議(健康経営とは無関係の会議も含めて)の回数を①総実施回数にカウントしてください。
9月27日	Q30	全国土国民健康保険組合に加入しており、保険者番号が6桁なのだが、入力するとエラーになって入力完了できない。	入力規則の誤りです。申し訳ありません。 国民健康保険組合に加入されている場合は、保険者番号は左欄のままご提出ください。 「Q30:回答必須設問です。回答されない場合、認定要件を満たしません。」というエラーが消えませんが、そのままご提出ください。 ※国民健康保険組合加入の場合のみ
9月27日	Q32	選択肢6「保険者から従業員に直接連絡できる仕組みを構築し、保険者が実施する保健事業への従業員の参加を促進している」は、一部の従業員に直接連絡できる仕組みがあるが該当するか。	一部の従業員だけでなく、原則として全従業員に直接連絡できる仕組みが構築されている必要があります。
9月27日	Q34	労働組合がないが、安全衛生委員会でもよいか。	安全衛生委員会は従業員組織ではありませんので、基本的には該当しません。 なお、安全衛生委員会に従業員代表が参加し、従業員代表と選択肢で挙げる内容を実施していれば、該当します。
9月13日	Q37(a)	定期健診受診率の算出について、社内の定期健診ではなく、社外の健診を受けている場合はどのように扱うべきか。	社外健診を受診された場合も、その結果が会社に提出されていれば(項目など安衛法上の基準を満たしていれば)受診とみなしてかまいません。
9月13日	Q37(a)	体調不良や長期海外出張などで当初予定された日に健診を受診できず、その後年度中に受診できなかった場合は、自社の判断で除外者としてしまっても良いか。	除外者として扱えるのは、退職、年間を通じて海外にいる場合のみです。 受けられる機会があったのに受診されなかった場合は未受診者として集計してください。
9月13日	Q37(a)	自社で定めた健診受診期間後に入社した者はどのように扱うべきか。	健診受診対象者として扱います。 雇い入れ時健診を受けている場合には(y)健診受診者数に含めてください。
9月13日	Q37(a)	(w) 健診受診期間後退職人数とは何を記入すれば良いか。	健診期間終了から年度末までに退職した人数を記入してください。 (u) 期末時点人数に足して、(x)健診受診対象人数を自動計算にて算出しています。
10月11日	Q42など教育全般	教育的な動画を案内するだけでも「教育」や「研修」に該当するか。	単に動画を周知・案内するのみでは、単なる情報提供になりますので「教育」「研修」には該当しません。 「教育」「研修」として実施した場合のみ該当します。 (動画の視聴記録をとっている場合や理解度を確認している場合などが考えられます。)
9月13日	Q44、Q50、Q51、Q52、Q54、Q60、Q62	アプリの提供については、費用負担などが必須か。	アプリの導入費用等の負担は必須ではありません。 なお、会社が費用負担をしていない場合は、アプリの導入及び利用促進について会社として関与し、利用状況や結果等の把握・管理あるいはイベント等自社の施策での活用が必要です。
9月27日	Q43	選択肢6「業務繁閑に対応して休業日の設定や所定労働時間の変更を行っている」に、正月休みなどは該当するか。	お盆休み、夏休み、正月休み等、社会通念上一般的な休みは該当しません。

更新日	項目	質問	回答
9月27日	Q44	「保険者が被保険者専用サイトを委託している機関が主催するウォーキングイベントに、会社として参加を働きかけ、社内のコミュニケーション促進を図る取組をしている場合」、選択肢5「ボランティア、地域祭り等に組織として関与～」に該当するか。	「外部機関主催のイベント」がボランティア、地域祭りに近ければ解釈の範囲内ですが、業務に近いイベントですと趣旨に沿わないかと思えます。「保険者が被保険者専用サイトを委託している機関が主催するウォーキングイベント」で、かつコミュニケーション促進を目的としているのであれば、含めていただいて構いません。
10月11日	Q53	実施有無だけでなく、参加割合も回答しないと認定要件適合とならないか。	実施有無の回答のみで適合となります。参加割合を把握していない場合は空欄としてください。（参加割合の回答は認定要件ではありませんが、評価には使用します。）
9月13日	Q55.SQ1	本人からの申出があれば残業時間が0時間でも面談指導を実施しているが、「0」時間と回答できない。	当該質問はあくまで「長時間労働者に対する対応策」ですので、残業時間が「0」時間であればQ55自体に該当しません。
10月11日	Q59	選択肢6「健康診断時に麻しん・風しん等の感染症抗体検査を実施している」について、社内イントラネットにて案内、希望者に検査を受けてもらっているが、該当するか。	単なる案内のみでは情報提供に留まってしまうため、該当しません。医療機関への予約手配まで行われているのであれば、該当します。
9月27日	Q64	Q64の前半は40歳以上で集計を求めているが、後半の「健康診断結果を踏まえた治療の状況」も40歳以上の従業員のみで集計すべきか。	「健康診断結果を踏まえた治療の状況」については、年齢に関わらず、全ての「問診票の回答者」を集計対象としてください。 なお、問診票を40歳以上の従業員にのみ配布している場合は、結果的に40歳以上が対象になります。
9月13日	Q65	①と②の割合に「やや満足」「まあそうだ」も含めて良いか。	含めないでください。
9月13日	Q65	ストレスチェックの結果は偏差値でしか把握していない。偏差値で回答して良いか。	偏差値ですと外部との比較ができませんので、回答しないでください。
9月13日	Q65	③～⑥について、3点未満の値を入力できない。	本設問は、各選択肢に1～4点を与えた得点の、3設問の合算になります。 よって、必ず回答は3点～12点の範囲に収まるはずで、該当する設問を（一部でも）聴取していなかったり、与える得点が異なる集計しかできない場合は、空欄としてください。
9月27日	Q65	①～⑥について、記載の方法で割合や得点を把握していない場合は、どのように回答すればいいか。	評価に一切使用しませんので、空欄で構いません。 定義と異なる集計方法の場合は回答しないでください。

その他質問の定義については、調査票「補足説明」シートに記載がございますのでそちらをご確認ください。

健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）申請に係るQ&Aは、以下ファイルをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/chusho2022_qa.pdf